

「著作権教育」としての学習内容

法の中身を知る

「著作権教育」の学習のねらい

著作権法の中身を知る。

- 著作権が存在しないものがあることを知る。
- 著作権が切れている作品があることを知る。

生徒の活動

- 著作権のないものとなくなったもの、というものが存在することを知る。
- 著作権が切れたものを、みんなで共有する試みがあることを知る。

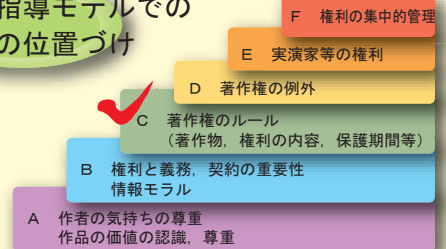
「著作権教育」の指導のポイント

- 著作権が存在しない具体的な例を示して理解させる。
- 事実という点で、新聞を誤解しないように注釈を加える。
- 著作権が切れたものが存在していることを理解させる。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 著作権の存在しないものを正しく理解させ、誤解を生まないようにする。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

著作権が無いものについて、次のポイントを話し合う

- 憲法やその他の法令のような法律の条文は著作権がない。国や地方公共団体の出す広報資料や統計資料なども著作権がない。
 - ➔ 著作物であっても著作権がないものには、次のものが掲載されている。
 - ① 憲法やその他の法令（地方公共団体の条例，規則など）。
 - ② 国，地方公共団体などから公表される告示，訓令，調達など。
 - ③ 裁判所の判決，決定，命令など。
 - ④ 上記①～③の翻訳物や編集物で国，地方公共団体などが作成するもの。
- 『事実の雑報及び時事の報道は著作物に該当しない』とされている。
 - ➔ 新聞記事は著作物であり，著作権が存在する。
- 著作権が存在しないのは，人事異動や人の死亡などの事実を伝える記事，火事や交通事故の事実だけを伝える記事など，新聞社や記者の思想や感情を交えず，事実だけを簡潔に伝える記事の場合だけに限る。
- 著作権には期限があるため，大昔の作品は著作権が切れている。多くの文学作品が，文字データだけであるがネット上に無料で公開されているのは，このためである。
 - ➔ 著作権がない・切れたものだからといって，元の作品を貶めたり台無しにしたり，歪めたりするような改変を加えることはできない。

この事例の実践に参考となる教材・資料

(社) 著作権情報センター「はじめての著作権講座
著作権って何？」(著作物にはどんな種類がある?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>

CRIC Copyright Information Center

Home > 著作権情報 > はじめての著作権講座 > 著作物にはどんな種類がある?

著作物にはどんな種類がある?

「子どもの最も立派な著作物」

著作物を説明し、わかりやすく示すと下表のようになります。この場合、上手な字で書かれた文章は「しるし」か「たしなみ」ではありません。人の手で書かれたその人の思想や感情が創作的に表現されていれば、たとえ子供の字でも必ず小学1年生の作文も立派な著作物なのです。

著作権者一覧(著作権法第15条第1項第2号)

●著作物の種類	
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの型(型)付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、墨画、書、舞台装束など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建築物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、デジタルなど
コンピュータの著作物	コンピュータプログラム

このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上巻の著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変換、録音(複製)などして作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

